

# 平成31年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

# 平成 31 年度 事業計画

## ◎事業方針

今日の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や低経済成長による生活困窮、地域社会や家族形態の変容、さらには個人の価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、生活課題や福祉課題が複雑化かつ複合化しており、地域包括ケアシステムの確立や同じ地域で暮らす人たちがともに支えあい助けあう「地域共生社会」の実現に向けた取組みなど、新たな課題に対応するための施策や仕組みづくりが進められています。

こうした状況の中、本会では、福祉施策の新たな動向や地域の実情を踏まえ、平成30年度に「第4次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、『ともに支えあい助けあう“向こう三軒両隣型”の地域共生社会』の構築を目指し、「福祉のこころをはぐくむ人づくり」「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」「共に支えあう地域社会づくり」の3つの基本目標のもと、社会福祉協議会の役割と活動を精査しつつ、地区社会福祉協議会や宇都宮市をはじめ、関係機関・団体等との連携を密にし、本会の有する機能と役割を最大限に発揮し、次の事業を柱にさらなる地域福祉の推進に努めてまいります。

### 1. 身近な地域の中での住民相互の支えあい助けあい活動の充実

日常生活の中で、福祉的な支援が必要な方に対し、住民がお互いに支えあい助けあう活動を進めるため、福祉協力員制度や安心・安全情報キット配付事業などを推進します。

### 2. 将来を見据えた地域における福祉の基盤づくりの支援

これからの福祉のまちづくりに向けた住民活動や取り組みを支援するため、福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画）の策定の支援や、ふれあい・いきいきサロン事業を推進するとともに、地域での包括的な福祉の基盤づくりを進めます。

### 3. 気軽に参加・参画できるボランティア活動の充実

募金活動や各種ボランティア活動を促進するため、市民の募金運動への参加を促進するとともに、ボランティア養成講座の開催などを通して、ボランティアの育成を推進します。

### 4. 生活・福祉に関する相談支援体制の充実

市民の生活・福祉に関する様々な問題について、身近な場所での相談や支援体制の充実を図るため、総合相談センター事業の推進や、判断能力が十分でない方の権利擁護、生活に困窮している方の生活の支援など、関係機関・団体・施設などと連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

これらの取り組みを重点的に進めるとともに、新たな事業展開に向けた調査・研究や既存の事務事業の見直しなどを行いつつ、社会福祉の変化に対応しながら、地域住民の求める質の高いサービスの提供に努めてまいります。

## ◎具体的な事業

### 1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

#### (1) バリアフリーやノーマライゼーションへの理解を深める福祉共育の支援

住民のバリアフリーやノーマライゼーションへの理解を深め、活動につながる福祉共育を推進します。

取 組 み	内 容
①出前福祉共育講座の充実	障がいの理解と福祉活動への参画を目的に、障がい当事者団体の協力を得て、学校・企業・団体等に障がい当事者を派遣し、講話や体験などを中心とした出前福祉共育講座を開催することで、やさしさをはぐくむ心の醸成のために、子どもから大人まで互いに学びあい、教えあい、共に育む福祉共育を総合的に推進します。
(ア)出前福祉共育講座連絡会の開催	福祉共育を推進するための基盤整備や相互に情報を交換できる場として、講師・アシスタント等を含めた連絡会を開催するとともに、出前福祉共育講座のプログラム開発に取り組みます。
(イ)福祉共育・ボランティアの推進	福祉共育を効果的に推進するために、人権・道徳教育の基盤づくりを目的に福祉共育推進フォーラムなどを開催します。
②地区福祉まつり支援の充実	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催する、地区福祉まつりの開催費用の一部を助成するとともに、事業を通じて、地域における福祉共育の推進を図ります。 (助成額:50,000円以内、5年限度)
③宇都宮市民福祉の祭典支援の充実	多くの市民やボランティアが主体となり開催する「宇都宮市民福祉の祭典」を支援し、市民相互の交流や福祉に対する理解を深めながら、やさしさをはぐくむ心の醸成を推進します。
④やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会支援の充実	市民や事業者が協働し、高齢者・障がい者・児童などすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参画できるよう啓発事業等に取り組みながら、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりを推進します。

#### (2) 気軽に参加・参画できるボランティア活動の充実

募金活動や各種ボランティア活動を促進します。

取 組 み	内 容
①赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進	多くの市民の参画と参加を得て「赤い羽根共同募金運動」・「歳末たすけあい募金運動」を実施するとともに、地域の福祉団体・施設等が実施する、募金の配分による地域福祉事業を推進します。 □ 運動期間:赤い羽根共同募金 10月1日～3月31日 地域歳末たすけあい募金12月1日～12月31日
②ボランティア養成の充実	ボランティア活動を推進するためのきっかけづくりとして、様々な分野のボランティアの養成を推進します。
(ア)ボランティア体験プログラムの実施	ボランティア活動への興味・関心がある方の体験型ボランティアを登録団体等との連携を図り、実施します。
(イ)ボランティア入門講座の開催 (ぼらんていあSaturday)	ボランティア活動のきっかけづくりを目的に、障がいの理解を中心とした入門講座を、親子や社会人が参加しやすい土曜日に開催します。
(ウ)学生ボランティアの養成 (サマーボランティアスクール)	夏休み期間を活用して、高校生から大学生、専門学校生を対象としたボランティアスクールを開催します。

(エ) 災害福祉救援ボランティア養成講座の開催	災害時における活動内容や、防災・減災方法などについて学び、様々な活動に対応できる災害ボランティアを養成します。また、講座修了者の災害ボランティア登録を受け付けます。
(オ) 傾聴ボランティア養成講座の開催	高齢者等が抱える不安や孤独感の解消を図る傾聴ボランティアを養成します。
(カ) ボランティア登録者の活動の支援	登録ボランティアの活動を支援します。
(キ) 福祉共育サポーター養成講座の開催	福祉共育を効果的に推進するため、ボランティアを養成することを目的として福祉共育サポーター養成講座を開催します。
③ 善意銀行事業の促進	市民からの善意の金銭や物品を、日常生活に支障をきたしている方や福祉施設・事業所などに拠出するとともに、使用済み切手やプルタブなどを収集・換金し、ボランティア活動の推進及び災害時に対応するために必要な機材や貸出用車いす等の整備に充てるなど、住民相互の支えあい、助けあい活動を推進します。
(ア) 金銭・物品の預託・払い出し	市民からの善意の金品の預託を受け、必要とする個人・施設等に払い出しを行い、活用します。
(イ) 収集物品の預託	使用済み切手、プルタブ等の預託を受け付けます。
④ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進 【市受託事業】	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する「宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業」の管理運営機関として、適正に事業を展開します。
⑤ 宇都宮市民福祉の祭典支援の充実 【再掲】	多くの市民やボランティアが主体となり開催する「宇都宮市民福祉の祭典」を支援し、市民相互の交流や福祉に対する理解を深めながら、やさしさをはぐくむ心の醸成を推進します。

### (3) 幅広い世代が地域で活躍できる機会づくり

市民が知識や技術、経験を活かしながら、地域で活躍できる機会をつくります。

取 組 み	内 容
① ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業の充実	地区社会福祉協議会が実施主体となり、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方々を対象に、地区市民センターや地域コミュニティセンターなどで定期的に会食会等を開催し、孤独感の解消を図るとともに、住民相互の交流の促進を図ります。 (助成額: @400円×実施回数×(対象者数+ボランティア5名))
② 地区福祉まつり支援の充実 【再掲】	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催する、地区福祉まつりの開催費用の一部を助成するとともに、事業を通じて、地域における福祉共育の推進を図ります。 (助成額: 50,000円以内、5年限度)
③ ふれあい・いきいきサロン事業の推進	地域の高齢者や障がい者、児童等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げるとともに、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らすことのできる、支えあい助けあう地域社会の構築を目的に、自治会公民館や福祉施設等で実施するサロン事業を推進します。 また、サロン事業の効果的な運営やサロン相互の連携を図るため、「ふれあい・いきいきサロン連絡会」事業を推進します。 (助成額: 年額24,000円以内) (健康器具等購入費補助: 25,000円以内。1サロン1回限り) (ふれあい・いきいきサロン連絡会: 研修会等を年に1回開催)

## 2. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

### (1) 地域福祉・ボランティアなどに関する情報発信の強化

多様な媒体を活用し、効果的な地域福祉・ボランティアなどに関する情報発信の強化を図ります。

取 り 組 み	内 容
①地域福祉に関する広報・周知・啓発等 情報発信の充実	<p>市民の地域福祉事業(活動)への参画促進を図るため、年4回「社協だより」を発行し、福祉に関する情報提供やイベントなどを紹介するとともに、地域住民に向けたホームページによる広報・啓発の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民に地区社協活動状況の紹介や地域の福祉に関する情報を提供するために、各地区社協が発行する地区社協だよりの発行費用の一部を助成します。 (助成額:発行費の1/2、5年限度)</p>

### (2) 生活・福祉に関する相談支援体制の充実

市民の生活・福祉に関する様々な問題について、身近な場所での相談や支援体制の充実を図ります。

取 り 組 み	内 容
①日常生活自立支援事業 「あすてらす」事業の実施 【県社協受託事業】	<p>認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続きの手伝い、日常的な金銭支払いなど、日常生活の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスの利用援助</li> <li>日常的な金銭管理サービス</li> <li>書類等預かりサービス</li> <li>日常生活の見守り</li> <li>一般相談 月曜日～金曜日 8:30～17:15</li> </ul>
②法人後見事業の実施	<p>認知症や障がいなどの理由により、判断能力が不十分なため意思決定が困難な方で、家庭裁判所の審判により成年後見人等が必要と認められた方の判断能力を補うため、法人として成年後見制度の後見(保佐、補助)人を受任し、財産管理及び身上監護を行うことで、その方の権利を擁護します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見運営委員会の実施</li> <li>新規及び受任ケースの支援(財産管理及び身上監護等)</li> <li>ケース検討会議の実施(随時)</li> <li>成年後見制度に関する相談、助言 等</li> </ul>
③総合相談センター事業の充実	<p>市民の抱える生活や福祉に関する相談に応じるため、総合相談センター事業を実施するとともに、身近な地域で相談に応じられるよう、老人福祉センター等での巡回相談の実施、また、より専門的な相談に応じるための特別相談をそれぞれ毎月1回実施します。</p> <p>□ 総合相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心配ごと相談 月曜日～金曜日 9:00～15:00</li> <li>巡回相談 市内老人福祉センター及び河内総合福祉センターで毎月1回 9:30～15:30</li> <li>特別相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>法律相談 毎月第3火曜日 9:00～12:00</li> <li>心身障がい者相談 毎月第3水曜日 9:00～15:00</li> <li>更生相談 毎月第3木曜日 9:00～15:00</li> <li>精神保健福祉相談 毎月第3金曜日 13:00～16:00</li> </ul> </li> </ul>
④生活困窮者自立相談支援事業の推進 【市受託事業】	<p>利用者の多種多様な生活・福祉課題に対して、住居確保給付金、就労準備支援事業、学習支援事業、認定就労訓練事業等の活用とともに、関係機関・団体等と連携を図りながら、効果的な社会資源の活用や、新たな社会資源の開拓等により、対象者の自立に向けた相談支援事業を推進します。</p>

<p>⑤地域包括支援センター事業の充実 【市受託事業】</p>	<p>地域で暮らす高齢者の方などを、介護・福祉・医療など様々な面から総合的に支援し、いつまでもその人らしく住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域包括支援センター御本丸</li> <li>□ 上河内地域包括支援センター</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談支援業務</li> <li>・ 権利擁護業務</li> <li>・ 包括的・継続的マネジメント支援業務</li> <li>・ 介護予防ケアマネジメント業務</li> <li>・ 地域ケア会議開催業務</li> <li>・ 介護予防教室開催業務</li> <li>・ 地域介護予防活動支援業務</li> <li>・ 家族介護教室開催業務</li> <li>・ ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業業務 等</li> </ul> <p>受付日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p>
<p>⑥障がい者生活支援センター事業の実施 【市受託事業】</p>	<p>日常生活に不安を抱えている在宅で障がいのある方とその保護者に、障がい福祉サービスの利用支援、地域の社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介などを行いながら、身近な地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自立生活を支援するとともに社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活における相談事業</li> <li>・ 各種福祉サービスの利用援助</li> <li>・ 専門機関の紹介 等</li> </ul> <p>受付日 月曜日～日曜日 受付時間 8:30～17:15 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p>

### (3) 地域福祉推進のための施設や人材、情報などの活用による福祉の基盤づくり

住民が主体となって、地域福祉に関係する施設や人材、情報などを活用しながら、地域で包括的に支援ができるよう、福祉の基盤づくりを進めます。

取 り 組 み	内 容
<p>①地域における包括的な福祉の仕組みづくりの支援 ※新規</p>	<p>行政や関係機関・団体・施設などが連携・協働し、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた、先駆的な調査・研究や市民向けの勉強会などの開催支援しながら、地域での包括的な福祉の基盤づくりを進めます。</p>

## 3. 共に支えあう地域社会づくり

### (1) 身近な地域の中での住民相互の支えあい助けあい活動の充実

日常生活の中で、福祉的な支援が必要な方に対し、住民がお互いに支えあい助けあう活動を進めます。

取 り 組 み	内 容
<p>①福祉協力員制度の推進</p>	<p>誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることができる「向こう三軒両隣型」の地域共生社会の構築を目指して、同じ地域で暮らす住民として、福祉に関する悩みや不安や孤独感を抱える方々に対して、福祉協力員による見守りや声かけ活動を行うとともに、「ふれあい・いきいきサロン事業」や「安心・安全情報キット配付事業」等の地域福祉事業(活動)に積極的に参画し、住民相互の支えあい助けあい活動を推進します。</p>
<p>②安心・安全情報キット配付事業の推進</p>	<p>緊急時に、本人情報が即座に確認できる「キット」(救急情報シートとシートを保管する容器等一式)を、在宅の高齢者や障がい者などで希望する方々に配付し、対象者が一定の場所(冷蔵庫)に保管することで、救急時における速やかな対応を可能とし、対象者の不安の軽減や救急時の早期対応を図る事業を推進します。</p>

③老人クラブ支援の充実	単位老人クラブが取り組む介護予防活動や地域づくり活動を支援するとともに、クラブ数及び会員数の増加を図り、地区連絡協議会及び老人クラブ連合会組織の充実強化を支援します。
④ファミリーケアサービス事業の充実	日常生活を営むうえで支障のある高齢者、障がい者、妊産婦などに必要な家事援助サービスを提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供日 月曜日～金曜日</li> <li>・ 提供時間 9:00～17:00</li> </ul> ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く
⑤地域の子どもたちへの地域福祉事業の検討 ※新規	地域の中で子どもたちが、安心・安全に、いきいきと育つことができるよう、地域の子どもたちへの地域福祉事業について検討します。

## (2) 身近な地域の中での多様な居場所づくり

誰もが気軽に集い交流できる、身近な地域の居場所づくりを進めます。

取 り 組 み	内 容
①ふれあい・いきいきサロン事業の推進 【再掲】	地域の高齢者や障がい者、児童等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいをづくりの輪を広げるとともに、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らすことのできる、支えあい助けあう地域社会の構築を目的に、自治会公民館や福祉施設等で実施するサロン事業を推進します。 また、サロン事業の効果的な運営やサロン相互の連携を図るため、「ふれあい・いきいきサロン連絡会」事業を推進します。 (助成額:年額24,000円以内) (健康器具等購入費補助:25,000円以内。1サロン1回限り) (ふれあい・いきいきサロン連絡会:研修会等を年に1回開催)
②地域の福祉施設などを活用した、地域住民の交流の促進 ※新規	地域の福祉施設などを活用し、地域住民が相互に交流を深める取り組みを支援します。

## (3) 将来を見据えた地域における福祉の基盤づくりの支援

これからの福祉のまちづくりに向けた、住民活動や取り組みを支援します。

取 り 組 み	内 容
①福祉のまちづくり計画 (小地域福祉活動計画)の策定	地域の生活・福祉課題の解決を図ることや、住民の地域福祉事業(活動)への参画の促進を目的に、各ブロックからモデルとなる地区社会福祉協議会を選定し、コミュニティワーカーの支援のもと、地域の関係機関・団体等と連携・協働しながら、福祉のまちづくり計画(小地域福祉活動計画)を順次策定します。
②福祉協力員制度の推進 【再掲】	誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることができる「向こう三軒両隣型」の地域共生社会の構築を目指して、同じ地域で暮らす住民として、福祉に関する悩みや不安や孤独感を抱える方々に対して、福祉協力員による見守りや声かけ活動を行うとともに、「ふれあい・いきいきサロン事業」や「安心・安全情報キット配付事業」等の地域福祉事業(活動)に積極的に参画し、住民相互の支えあい助けあい活動を推進します。
③ふれあい・いきいきサロン事業の推進 【再掲】	地域の高齢者や障がい者、児童等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいをづくりの輪を広げるとともに、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らすことのできる、支えあい助けあう地域社会の構築を目的に、自治会公民館や福祉施設等で実施するサロン事業を推進します。 また、サロン事業の効果的な運営やサロン相互の連携を図るため、「ふれあい・いきいきサロン連絡会」事業を推進します。 (助成額:年額24,000円以内) (健康器具等購入費補助:25,000円以内。1サロン1回限り) (ふれあい・いきいきサロン連絡会:研修会等を年に1回開催)

④地域における包括的な福祉の仕組みづくりの支援 【再掲】	行政や関係機関・団体・施設などが連携・協働し、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた、先駆的な調査・研究や市民向けの勉強会などの開催支援しながら、地域での包括的な福祉の基盤づくりを進めます。
---------------------------------	--

#### 4. 自主財源の確保

取 り 組 み	内 容
①社会福祉協議会会員制度の充実	福祉に対する理解の促進に努め、会員の増強を図ることで、自主財源となる会費を納入していただき、地域福祉事業の推進に努めます。
②ぎんなん基金事業の充実	ぎんなん基金への積極的な寄附金の受け入れを行うほか、既存募金箱設置場所の定期訪問及び新たな募金箱設置場所の開拓を行い、基金の増強を図ります。 また、国債及び県債等により、適切かつ効果的に運用することで、基金を活用した地域福祉事業の充実を図ります。

#### 5. 指定管理施設の管理・経営

取 り 組 み	内 容
①老人福祉センターの管理・経営(5施設)  (ア)ことぶき会館 (イ)ふれあい荘 (ウ)やすらぎ荘 (エ)すこやか荘 (オ)上河内	各老人福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談 常時 ※但し、総合相談センターの巡回相談は各施設 月1回</li> <li>・健康相談事業 医師による健康相談 月2～4回(上河内を除く) 看護師による健康相談 常時(上河内は週2回)</li> <li>・健康増進・教養向上事業 教養講座、健康体操、健康講話等の開催</li> <li>・老人福祉センター文化祭 講座受講生・自主講座発表等(各施設 年1回) 等</li> <li>・開館時間 9:30～16:00 9:00～16:00(上河内)</li> <li>□ ことぶき会館 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)</li> <li>□ ふれあい荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始(12/29～1/3)</li> <li>□ やすらぎ荘 休館日 水曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)</li> <li>□ すこやか荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始(12/29～1/3)</li> <li>□ 上河内 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)</li> </ul>
②地域活動支援センターの管理・経営(3施設)  (ア)雀の宮作業所 (イ)若草作業所	各地域活動支援センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加促進事業 野外レクリエーション及び社会適応訓練等 社会見学 作業所合同事業(年2回)</li> <li>・講座の開催 アート教室、健康体操、茶話会等</li> <li>・スポーツ大会への参加</li> <li>・開館時間 8:30～17:15</li> <li>・休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)</li> </ul>

(ウ)障がい者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センター事業(在宅障がい者の通所による日常生活に必要な便宜の供与)</li> <li>講座事業(15講座を実施)</li> <li>障がい者福祉センター事業(医療・生活相談、センター交流会、福祉図書の貸出し等)</li> <li>施設広報紙の発行</li> <li>開館時間 8:30～17:15</li> <li>休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)</li> </ul>
③総合福祉センターの管理・経営(2施設)	各総合福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。
(ア)宇都宮市総合福祉センター (イ)河内総合福祉センター	<p>地域福祉活動の拠点として、福祉情報の提供や活動場所を提供し、地域福祉活動の増進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出</li> <li>福祉情報の提供</li> </ul> <p>□ 宇都宮市総合福祉センター 開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始(12/29～1/3)</p> <p>□ 河内総合福祉センター 開館時間 9:30～21:00 【大会議室・研修室・浴室】 開館時間(4月～9月) 9:30～17:30 開館時間(10月～3月) 9:30～16:30 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/27～1/4)</p>

## 6. 介護保険事業等の推進

取 り 組 み	内 容
①介護保険事業等の推進	在宅で暮らす高齢者の方が、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの提供・関連機関との連絡調整を行い、介護保険事業所運営の推進を図ります。
(ア)居宅介護支援事業所の運営 (介護保険サービス)	<p>要介護者の方が居宅において、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等を適切に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や相談援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業日 月曜日～金曜日</li> <li>営業時間 8:30～17:15</li> </ul>
(イ)訪問介護事業所の運営 (介護保険サービス)	<p>介護を必要とする高齢者・障がい者の自宅を訪問し、食事や排泄・入浴の介助、掃除や洗濯等のサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業日 年中無休</li> <li>サービス提供時間 7:00～21:00</li> </ul>
(ウ)居宅介護事業所の運営 (障がい福祉サービス)	
(エ)通所介護事業所の運営 (介護保険サービス)	<p>介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の向上のための機能訓練等のサービスを日帰りで提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業日 月曜日～土曜日</li> <li>サービス提供時間 9:30～16:00</li> </ul> <p>ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p>
(オ)生活介護事業所の運営 (障がい福祉サービス)	
②地域包括支援センター事業の実施 【再掲】	地域で暮らす高齢者の方などを、介護・福祉・医療など様々な面から総合的に支援し、いつまでもその人らしく住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な援助を行います。
(ア)地域包括支援センター御本丸 (イ)上河内地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談支援業務</li> <li>権利擁護業務</li> <li>包括的・継続的マネジメント支援業務</li> <li>介護予防ケアマネジメント業務</li> <li>地域ケア会議開催業務</li> <li>介護予防教室開催業務</li> <li>地域介護予防活動支援業務</li> <li>家族介護教室開催業務</li> <li>ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業業務 等</li> </ul> <p>受付日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15 ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p>

③指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所の運営 (障がい福祉サービス等利用計画作成)	<p>サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児・者の自立した生活を支え、障がい児・者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行い、よりきめ細かく支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業日 月曜日～金曜日</li> <li>・ 営業時間 8:30～17:15</li> </ul> <p>ただし、国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p>
---	--

## 7. 在宅福祉サービス事業の推進

取 り 組 み	内 容
①車いすなど福祉機器貸出事業の推進	<p>ケガ等で移動が困難になった方や、一時的に車いす等の利用が必要な方に貸出を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内9ヶ所に窓口を設置 (ボランティアセンター、各老人福祉センター等)</li> </ul>
②福祉理美容サービス事業の推進	<p>理美容店に出向くのが困難な寝たきりの65歳以上の在宅の高齢者で、理美容の出張サービスを希望する方に、福祉理美容出張サービスの出張費補助券を交付します。 (年間最大6枚まで)</p>
③ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進	<p>おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅を定期的に訪問し、乳酸菌飲料を手渡すなどの方法により、安否を確認します。</p>
④福祉機器・介護用品展示室の開設	<p>要介護高齢者等の日常生活の向上や介護者の介護負担の軽減を図るため、福祉機器及び介護用品の情報を提供し、福祉機器・介護用品展示室を常設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉機器の情報提供</li> <li>・ 介護用品の情報提供</li> <li>・ 開設日時 月曜日～金曜日 9:00～16:00</li> </ul>
⑤福祉車両貸出サービス事業の実施 ※2019年9月末 事業廃止	<p>身体機能の低下や障がい等で、公共交通機関の利用が困難な方の外出を支援するため、車いすのまま乗車できる福祉車両を貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出車両 2台</li> <li>・ 利用限度 月2回 (1回につき2日まで)</li> </ul>

## 8. その他の受託事業の実施

取 り 組 み	内 容
①日中一時支援事業の実施 【市受託事業】	<p>(ア)放課後支援型 あっとほーむ・うだい あっとほーむ・すずめ あっとほーむ・かわち</p> <p>障がいのある小中学生に、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性などの習得の場を提供することにより、将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の負担軽減及び自由な時間の確保を図ります。</p> <p>(イ)日中支援型 河内地域活動支援事業所</p> <p>障がいのある方・児童に、社会に適応するための日常生活訓練、見守り等を行い、日中における活動の場を確保するとともに、保護者の負担軽減及び自由な時間の確保を図ります。</p>
②障がい者福祉バス事業の実施 【市受託事業】	<p>障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい者福祉バス「友愛号」を運行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用対象者 市内に居住する障がい児・者及びその介護者等</li> <li>・ 利用の範囲 教育事業・社会参加促進事業・機能回復訓練等</li> <li>・ 乗車定員 32名まで(車イス2台固定可)</li> <li>・ その他 9:00～17:00の間で、1日の走行距離が200km以内 1回の利用日数は2日以内 年末年始(12/29～1/3)・点検整備日は運休</li> </ul>

③奉仕員養成講座の実施 【市受託事業】	障がいのある方の社会参加を支援するため、地域で活動できる各種奉仕員の養成講座を実施します。
(ア)手話奉仕員養成講座 (イ)点訳奉仕員養成講座 (ウ)音訳奉仕員養成講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話奉仕員養成講座 全40回</li> <li>・ 点訳奉仕員養成講座 全40回</li> <li>・ 音訳奉仕員養成講座 全35回</li> </ul>
④意志疎通支援事業の実施 【市受託事業】	聴覚障がい等により文字による通訳が必要な方を対象に、要約筆記者を派遣します。
⑤移動支援事業の実施 【市受託事業】	屋外での移動が困難な障がいのある方の外出や余暇活動等の社会参加の際に、訪問介護員が外出の支援を行います。
⑦生活福祉資金等貸付事業 臨時特例つなぎ資金事業の実施 【県社協受託事業】	<p>低所得者等の日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)を行うとともに、栃木県社会福祉協議会が実施する生活費及び一時的な資金貸付の手続きを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生活福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合支援資金</li> <li>・ 福祉資金</li> <li>・ 教育支援資金</li> <li>・ 不動産担保型生活資金</li> </ul> </li> <li>□ 臨時特例つなぎ資金</li> </ul>

## 9. その他の事業の推進

取 組 み	内 容
①敬老会事業の推進	多年にわたり地域社会に貢献してきた75歳以上の高齢者を対象に、記念品の贈呈や地域ぐるみで式典を開催するなど、市・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の共催で敬老会事業の推進を図ります。
②男性高齢者調理講習会事業の推進	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催する、おおむね65歳以上の男性を対象とした男性高齢者調理講習会事業の開催費用の一部を助成するとともに、事業を通じて、地域における同世代の交流の促進を図ります。 (助成額:経費の1/2)
③社会福祉資金貸付事業の管理	緊急もしくは一時的に生活費等の貸付を行った貸付金の債権管理の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納者の実態把握</li> <li>・ 償還指導等(随時)</li> </ul>